



平成28年度

No. 4

# なぎNEWS

平成28年5月23日発行

5月臨時

## 不審者対応避難訓練

「ひまわりさんは はちみつじまん いかのおすしもだいすきだ！」

17日(火)に不審者対応避難訓練及び防犯教室を行いました。今年も少年安全サポーターやスクールガードリーダーや山口南警察署生活安全課よりご指導に来ていただきました。

不審者が東昇降口から侵入したという想定で発見した教員が不審者に声がけをし、制止を無視し侵入したため職員室に連絡し、不審者侵入の暗号の放送(ガス漏れが発生!)を聞いた児童たちは教室に施錠して静かに整列して待機しました。教員が刺又(さすまた)や警杖を持ち不審者と対峙しました。不審者が確保されたという放送を受けて児童たちは静かに体育館に移動して防犯教室を行いました。防犯教室では、全校児童で不審者に出会った時に大きな声で「助けて」と言う練習や、学年の代表が不審者から逃げる演習を行いました。不審者に対応するために防犯のキーワードや不審者から逃げるポイントを教えていただきました。

### ☆怪しい場所の4つの特徴 「ひまわり」さん

「ひ」…ひとりだけになるところ

「ま」…まわりから見えない、見えにくいところ

「わ」…わき道やうら道の多いところ

「り」…利用されていない家(空き家)や公園など人の気配がしないところ

### ☆怪しい人の5つの特徴 「はちみつじまん」

・知らないのに何かと「は」なしかける人 ・理由もないのに「ち」かづいてくる人 ・あなたを車でじつと「み」つめてくる人 ・どこまでもいつまでも「つ」いてくる人 ・あなたがくるのを「じ」っと「ま」っている人 ・こういう人に会ったら「ん」?と注意!!

### ☆変なことにあいそうになった時の4つの心得 「いかのおすし」

・ついて「いか」ない ・車に「の」らない ・「お」おごえを出す ・「す」ぐにげる ・何かあったら、すぐ「し」らせる

### ☆不審者から逃げるポイント

①不審者と出会った時に、**4m以内に近づくとつかまれる可能性**がある。**6m以上の距離をとることが大事**。

②**20m以上走って逃げる**と、不審者はそれ以上は追いかけてこない傾向にある。

※ご家庭でも繰り返しご指導・確認していただき登下校や放課後も防犯対策をお願いします。

※昨年度各教室に非常通報ボタンを設置しました。緊急時にボタンを押すと、非常ベルが鳴ると同時に事務室へ異常を知らせる仕組みになっています。



## 「みんなの運動会」 練習がんばっています



5月の連休明けより運動会の練習が本格的になってきました。1・2年生は団体演技「イカ大王体操第2」を一生懸命に覚えようとがんばっています。3・4年生の「花笠音頭2016」では、流れるような可憐な踊りを目指しています。5・6年生は組み体操を中心とした団体演技に挑戦しています。今年は安全面に配慮して危険度の高い技は行いませんが、リオ五輪を意識しストーリー性をもたせた演技に励んでいます。今年は「運動会はみんなのため」「みんなの運動会」を合い言葉に全員で心を揃えて一つ一つの行動が揃うようにがんばっています。

## P T A 総会・盛会裏に終える

5月9日(月)に開催されましたP T A総会には、たくさんのご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。昨年度の活動報告や会計決算報告・監査報告に続いて、本年度の役員承認の後、本年度の活動計画案・予算案が承認され、本年度のスタートを切りました。

さて、P T A活動は、学校と家庭との架け橋です。役員の皆様には、この1年間どうぞよろしく願いいたします。



## <「楽しい学校=いじめのない学校」づくりをめざして>

学校マニフェストに掲げています安全・安心の学校づくりを第一に考え、「だれにでも思いやりがもてるやさしい子」を目指すためには、一人一人の児童が自己肯定感を高め、安心できる居場所があり、「いじめのない楽しい学校づくりをすること」が何よりも大切と考えています。

「いじめのない楽しい学校づくり」を進めていくためには、子どもたち一人ひとりの人権が守られ、子どもたち一人ひとりを大切にすること、そして、子どもたちにとって、学校が安心・安全な場所であることが大切だと考えています。

### 「いじめの定義」(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(※)「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

(※)「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(※)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(※)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※ 本校の「いじめ防止基本方針」を上郷小のホームページ(<http://www.yamaguchi-ygc.ed.jp/kamigo-e/>)に掲載しています。(現在他のページは更新作業中です。ご迷惑をおかけしています。)

### いじめ防止、いじめの早期発見・早期解決に向けての本校の取組

○友達をくんやさんをつけて呼ぶ。また「ほかほか言葉」の推進に取り組んでいきます。

○いろいろな活動を通して児童に自信をもたせ、自己肯定感・自己有用感を育てていきます。

○生徒指導上の問題には、早期対応・早期解決を第一に取り組んでいきます。

○月に1回は、「AFPY」という人間関係づくりの活動を実施していきます。

○週に1回の「ほっとシート」(児童への生活アンケート)を通じて必要に応じて教育相談を行い、各学期に1回程度教育相談強化月間を設定しています。

○「相談ポスト」(右の写真)を校内の2か所に設置し、いつでも・だれにでも相談できる体制にしています。

○教育相談担当者から、毎月「教育相談だより」が発行され、「教育相談」の申し込みの受付もしていきます。

○毎月1~2回、スクールカウンセラーが来校し、児童並びに保護者からの相談にのっています。

※子どもさんのことで、気になることがありましたら、どうか気軽にまず担任までご連絡・ご相談ください。

何事も早期発見・早期対応・早期解決が大切です。対応をのばせばそれだけ、事が深刻になり、問題も大きくなっていき、解決も難しくなっていきます。

もし、学級担任に相談がしにくい場合には、教育相談担当(杉本)、生徒指導担当(楢間)、児童支援担当(中村)、教頭や校長他、誰でも構いませんので、小さなうちにご相談ください。また、当事者以外の方でも、「こんなことを聞いたが、・・・」ということで、ご連絡いただければありがたいです。

